

森町飼い主のいない猫等の不妊去勢手術費補助金 申請の手引き

森町では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の増加を抑制するため、飼い主のいない猫及び多頭飼育崩壊と認められる猫に不妊去勢手術を受けさせる2名以上で構成され、かつ代表者を定めているグループに補助金を交付する制度を設けています。

この補助金制度は、地域において飼い主のいない猫が増えないように、野良猫及び多頭飼育崩壊と認められる猫に不妊去勢手術を受けさせようとする方々を支援するものです。

あわせて、地域の生活環境の保全を図るためのものです。

※多頭飼育崩壊と認められた猫以外の飼い猫は対象外です。飼い猫の不妊去勢手術は、飼い主の責任でお願いします。

はじめに（申請する前に必ず確認してください）

手術を受けさせようとする猫（以下「対象猫」といいます）が、飼い主のいない猫（野良猫）であることを確認してください。誤って飼い猫に手術をした場合、申請者がその責任を問われることとなりますので、ご注意ください。

対象猫について、よく観察し、情報収集をしてください。すぐに野良猫と判断せずに、少なくとも、1週間くらいかけて観察しましょう。

○首輪などがついていないか。（※外飼いの猫は、首輪を付けていないことがあります）

○野良猫はエサが少ないはずなのに、毛並みが良く、肥えていたりしないか。

○野良猫にしては、人慣れしていないか。

○左右どちらかの耳に、切れ込みがないか。（※耳カットは、不妊去勢済みという目印）

○特定の家に出入りしていないか、特定の人からエサを与えられていないか。

○対象猫が生息する地域の人に尋ねるなど、情報をあつめる。

○「迷子猫」として捜索対象になっていないか、インターネット等で検索してみる。

○多頭飼育崩壊と認められる猫の申請については、森町で訪問調査を行います。

対象者（補助金を申請できる方）

森町に生息する飼い主のいない猫及び多頭飼育崩壊と認められる猫に不妊去勢手術を受けさせようとする、次の要件に該当する者。

○森町に住所を有する2名以上で構成され、かつ、代表者を定めているグループ。

※同一世帯で構成されたグループは対象外とする。

補助対象経費（補助金の対象となる経費）

森町に生息する飼い主のいない猫等の不妊去勢手術（耳カット代を含む）を行うための費用。

※手術前検査費用などは、補助対象経費にはなりません。

※耳カットは、不妊去勢手術を受けた際に、手術を受けたことがわかるように、耳の一部を切除します。少しかわいそうなようですが、手術を受けていない猫との区別がつくようにするために必要な処置です。

補助金額

メス猫1匹につき13,000円、オス猫1匹につき10,000円（上限）に対象猫の頭数を乗じた額。

※ただし、補助対象経費が上限を下回った場合は、補助対象経費として支払った額を補助金額とする。

申請手続き

1. 補助金交付申請書

補助金申請書兼誓約書（様式第1号）に必要事項を記入し、対象猫の全身写真（他の猫とかぶっていないもの）、生息域が分かる地図を添付して提出してください。

この時点では、対象猫の保護及び不妊去手術は行わないでください。申請後、森町から補助金交付決定通知書が届いたのちに着手してください。通知書が届く前に対象猫を保護し、不妊去勢手術を行った場合、補助金を受けられなくなります。

2. 補助金交付決定

森町から申請者へ補助金交付決定通知書を送付いたします。

3. 対象猫を保護し、不妊去勢手術を実施

補助金決定通知書が届いたら、対象猫を保護し、不妊去勢手術を受けさせてください。

不妊去勢手術は、森町から届いた補助金交付決定通知書の日付の翌日から数えて90日までに行ってください（「90日の日」より前に、年度の終わり・3月31日を迎える場合、手術の期限は早まり、3月31日までとなります）。

動物病院で対象猫に不妊去勢手術を受けさせ、料金を支払い、領収書と請求内訳書を受け取ってください。また、手術後の対象猫の全身写真を撮ってください。

※請求内訳書：領収書の金額の内訳を示すもの。領収書の金額に、補助対象経費以外の費用が含まれないか、確認するために必要です。動物病院によっては発行しない場合もあります。領収書に金額の内訳が記載してあれば、請求内訳書は不要。そうでない場合は、動物病院に請求内訳書の発行を依頼するか、領収書に金額の内訳を記載してくれるよう依頼してく

ださい。

※手術後の写真：手術後の全身写真（耳カットの実施が確認できるもの）後日、実績報告していただく際に必要なものです。

4.実績報告（手術を済ませたら森町へ補助金実績報告書を提出）

不妊去勢手術を済ませたら、森町へ実績報告をしてください。

補助金実績報告書（様式第5号）に必要事項を記入し、添付書類とともに提出してください。

※実績報告は、手術を受けた日の翌日から数えて30日までに行ってください（「30日の日」より前に、年度の終わり・3月31日を迎える場合、報告期限は早まり、3月31日までとなります）。

5.補助金額の確定（森町から申請者へ補助金交付確定通知書を送付）

6.補助金の請求（森町へ補助金交付請求書を提出）

補助金交付確定通知が届いたら、補助金交付請求書（様式第7号）に必要事項を記入して提出してください。

7.補助金の交付（請求書に記入された口座に補助金を振り込みます）

その他注意事項

- 申請にあたっては、この手引きのほか、「森町飼い主のいない猫等の不妊去勢手術費補助金交付要綱を」お読みください。
- 森町から補助金交付決定通知書を受け取ったのちに、申請内容の変更や手術を中止する場合は「変更申請書（様式第3号）」の提出が必要です。
- 申請多数により、年度の途中で予算上限に達した場合は、申請を終了いたします。
- 不妊去勢手術の実施期限、実績報告書の提出期限を設けています。余裕をもった実施、提出をお願いします。

申請窓口・問合せ

森町役場住民生活住民年金係

電話：01374-7-1084（課直通）

